

託送供給約款以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

平成24年4月1日 実施

九州電力株式会社

平成 24 年 1 月 25 日 平成 24・01・24 資第 12 号 承認

この料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）は、
電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定により託送供給約
款以外の供給条件として承認を受けたものであります。

託送供給約款以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

目 次

1	適	用	1	
2	料	金	1	
3	料金	その他の支払方法	1	
4	そ	の	他	2

1 適 用

この託送供給約款以外の供給条件は、託送供給約款（平成21年7月8日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者に対して、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、適用いたします。

2 料 金

料金は、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、託送約款18（料金）の規定によって料金として算定された金額に、(2)によって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

(1) 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭
------------	-----

(2) 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量に(1)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 料金その他の支払方法

料金が支払期日までに支払われない場合は、託送約款29（料金その他の支払方法）(3)にかかわらず、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい

ます。) から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび太陽光発電促進付加金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を申し受けます。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

$$\text{太陽光発電促進付加金} \times \frac{5}{105}$$

4 そ の 他

供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものといたします。